

答申第 862 号

諮問第 1517 号

件名：愛知県個人情報保護審議会が、司法警察職員が行う「処分」に該当する  
とした法的根拠あるいは理由が分かる情報の不開示（不存在）決定に関  
する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 28 年 2 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 3 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

妥当答申の根拠がない訳がない。

司法警察職員による調査結果は、本件妥当答申の理由付けとする司法警察職員の「処分」ではない。法律を知らんのか。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

#### (1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書に記載されている「不服申し立て事案答申第 109 号・不服申し立て事案諮問第 125 号」及び「不服申し立て事案答申第 110 号・不服申し立て事案諮問第 126 号」とは、平成 28 年 2 月 10 日付けで異議申立人に送付された愛知県個人情報保護審議会答申（以下「答申」という。）第 109 号及び第 110 号のことと解した。

また、「【本件情報 4】」とは、前記答申において、実施機関が開示しないこととした部分のうち、「【本件情報 4】」とされた「告訴事件相談に対し捜査した結果が記載された部分」（以下「本件情報 4」という。）のこと

と解した。

以上のことから、本件請求対象文書は、答申第 109 号及び第 110 号において、本件情報 4 の記載内容が、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報（愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 29 年愛知県条例第 36 号）による改正前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）に該当するとした法的根拠又は理由が分かる情報が記載された文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 45 条第 1 項は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報については、行政機関個人情報保護法第 4 章の規定を適用しないと規定している。

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。

そして、個人情報保護条例第 44 条は、法律の規定により行政機関個人情報保護法第 4 章の規定が適用されない保有個人情報については、個人情報保護条例第 3 章の自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を適用しないことと規定している。

イ まず、答申第 109 号の愛知県個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）の判断において、「【本件情報 4】」との記載はなく、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報についての記載もない。したがって、答申第 109 号において本件情報 4 の記載内容が当該保有個人情報に該当するとは判断しておらず、よって、答申第 109 号に係る本件請求対象文書は存在しない。

ウ 次に、答申第 110 号には「【本件情報 4】」との記載があり、当該部分は、行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に該当する保有個人情報のうち、審査請求人に係る告訴事件に関して、検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を受ける者に係る保有個人情報に該当するため、個人情報保護条例第 44 条によって自己情報の開示の規定を適用しない旨が記載されている。そうであると判断した理由は、「当審議会において、本件情報 4 を見分した」結果とされている。

これは、個人情報保護審議会が本件情報 4 の記載内容を直接確認し、直ちに、行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」に該当するとの結論に到達したものであり、同項の該当性を判断するに際して、他に法的根拠又は理由を明らかにする文書は存在しないことを示すものである。

エ なお、本件情報 4 が、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当すると判断した理由は、「当審議会において、本件情報 4 を見分した」結果であるため、本件請求対象文書は、答申第 110 号の原処分である一部開示決定（平成 26 年 6 月 6 日付け刑二発第 1211-2 号）に係る対象保有個人情報及び答申第 110 号とも考えられる。しかし、本件開示請求者は当該答申事案の審査請求人本人であることから、当該対象保有個人情報の写し及び当該答申の内容を確認した上で、それらに記載されていない法的根拠又は理由を求めて本件開示請求を行ったと考えるのが自然であり、当該対象保有個人情報及び答申第 110 号を特定すべき旨の主張もないことから、当該対象保有個人情報及び答申第 110 号は、本件請求対象文書には該当しない。

オ また、愛知県個人情報保護条例解釈運用基準（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広報 1021 号愛知県県民生活部長通知）には、個人情報保護条例第 44 条の一般的解釈は記載されているが、本件情報 4 が個人情報保護条例第 44 条又は行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に該当する具体的理由が記載されているわけではなく、当該文書は、本件請求対象文書には該当しない。

カ 念のため、個人情報保護条例を所管し、個人情報保護審議会の庶務を処理する愛知県県民生活部県民総務課を探索したが、本件請求対象文書は存在しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書、異議申立書及び実施機関が作成した不開示理由説明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、答申第 109 号及び第 110 号において、本件情報 4 の記載内容が、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当するとした法的根拠又は理由が分かる情報が記載された文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、答申第 109 号は、「審議会の判断」の部分において「【本件情報 4】」との記載はなく、個人情報保護審議会が本件情報 4 の記載内容が検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当するとは判断していないため、答申第 109 号に係る本件請求対象文書は存在しないとのことである。

また、答申第 110 号には「【本件情報 4】」との記載があり、当該部分は、行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に該当する保有個人情報のうち、審査請求人に係る告訴事件に関して、検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を受ける者に係る保有個人情報に該当するため、個人情報保護条例第 44 条によって自己情報の開示の規定を適用しない旨が記載されており、そうであると判断した理由は、「当審議会において、本件情報 4 を見分した」結果であり、個人情報保護審議会が本件情報 4 の記載内容を直接確認し、直ちに、行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報」に該当するとの結論に到達したものであり、同項の該当性を判断するに際して、法的根拠又は理由を明らかにする文書は存在しないとのことである。

イ 当審査会において、答申第 109 号を見分したところ、「審議会の判断」の部分において、「【本件情報 4】」との記載はないことが認められた。また、保有個人情報の中で検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当するため開示しないこととした部分は存在するものの、当該部分は当該答申事案の審査請求の対象とされておらず、「審議会の判断」の部分において、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報についての記載はないことが認められた。

ウ 次に、答申第 110 号を見分したところ、答申第 110 号の別表の「開示しないこととした部分」欄に「【本件情報 4】」として「告訴事件相談に対し捜査した結果が記載された部分」との記載があることが認められた。また、「審議会の判断」の部分において、「個人情報保護審議会が本件情報 4 を見分したところ、当該情報は審査請求人に係る告訴事件に関して、

検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を受ける者に係る保有個人情報であることが認められた」旨が記載されていることが認められた。

エ 個人情報保護審議会において本件情報 4 を見分した結果、直ちに行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に規定する検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当すると判断したことからすれば、本件情報 4 の記載内容が行政機関個人情報保護法第 45 条第 1 項に規定する検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報に該当するとした法的根拠又は理由が分かる情報が記載された文書が存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

オ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県個人情報保護審議会 加藤茂外が「不服申し立て事案答申第 109 号・不服申し立て事案諮問第 125 号」「不服申し立て事案答申第 110 号・不服申し立て事案諮問第 126 号」妥当答申で述べる愛知県個人情報保護条例第 44 条からの行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第 45 条第 1 項に、告訴事件相談に対して調査した結果（捜査と調査とは意味が違う。）である【本件情報 4】が、同法第 45 条の趣旨である刑の執行等に係る保有個人情報について第四章の適用除外とすることを定めるとしたものとして、司法警察職員が行う『処分』に該当するとした法的根拠あるいは理由が分かる情報。

本件開示請求は、【本件情報 4】が司法警察職員の処分であることを理由に、妥当答申が連発されており、その説明を求めるためのものである。

市民には、説明を受ける権利があり、公務員はその説明をする責務がある。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29. 3. 9	諮問
29. 9. 22	実施機関から不開示理由説明書を受理
同 日	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
29. 10. 30 (第 534 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取及び審議
29. 12. 7 (第 538 回 審査会)	審議
30. 1. 12	答申